

令和3年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和3年3月15日 午前10時19分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 付託案件
 - 議案第23号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第38号 市道路線の認定について
 - 議案第39号 都市公園を設置すべき区域の決定について
 2. 出資法人の経営状況説明書について
 - (1) 公益財団法人可児市体育連盟
 - (2) 公益財団法人可児市文化芸術振興財団
 3. 報告事項
 - (1) 可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針の策定について
 - (2) 第2期可児市空き家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの結果及び計画の確定・公表について
 - (3) 可児市空き家等対策協議会の委員選出について
 - (4) 東海環状自動車道付加車線化事業について
コミュニティバスの再編について
 - (5) 可児市水道事業中長期収支計画について
 4. 協議事項
 - (1) 空き家等対策協議会の委員について
 - (2) 議会報告会について
5. 出席委員 （8名）

委 員 長 中 村 悟	副 委 員 長 渡 辺 仁 美
委 員 林 則 夫	委 員 野 呂 和 久
委 員 酒 井 正 司	委 員 川 上 文 浩
委 員 澤 野 伸	委 員 伊 藤 壽
6. 欠席委員 なし
7. 参考人

公益財団法人可児市体育連盟	事務局長	村 瀬 雅 也
公益財団法人可児市文化芸術振興財団	事務局長	遠 藤 文 彦

8. 説明のため出席した者の職氏名

文化スポーツ部長	杉 山 徳 明	市民部長	肥 田 光 久
建設部長	安 藤 重 則	水道部長	伊 藤 利 高
文化スポーツ課長	各 務 則 行	地域振興課長	日比野 慎 治
環境課長	西 山 浩 幸	都市計画課長	溝 口 英 人
都市整備課長	日比野 聡	建築指導課長	吉 田 順 彦
施設住宅課長	今 井 亨 紀	管理用地課長	只 腰 篤 樹
上下水道料金課長	須 田 和 博	水道課長	佐 橋 猛

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	宮 崎 卓 也	議会総務課長	梅 田 浩 二
議会事務局 書	下 園 芳 明	議会事務局 記	林 桂太郎

開会 午前10時19分

○委員長（中村 悟君） それでは、皆さんおそろいようですので、ちょっと早いですが、建設市民委員会を開会したいと思います。予算決算委員会が終わってすぐですが、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のために、市執行部の出席については必要最小限にとどめております。また、随時休憩を取って入替えをさせていただきますのでよろしくお願ひをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願ひをいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、初めに議案第23号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（吉田順彦君） 資料番号1の議案15ページから24ページ、資料番号6の提出議案説明書2ページを御覧ください。

議案第23号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴うもの及び小規模な都市計画法の開発許可申請に係る手数料を定めるものです。

12月の建設市民委員会で御説明しましたように、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が令和元年5月17日に公布され、未施行分が令和3年4月1日に全面施行されます。この改正により、建築物の省エネへの適合が強化されます。建築確認手続に連動し、省エネ適合させなければならない建築物は、住宅以外の建築物でその床面積が2,000平米以上のものでしたが、今回の改正により、床面積が300平米以上に引き下げられます。このため、可児市が限定特定行政庁として権限を持つ範囲内での判定事務が想定されることになりましたので、手数料に係る規定を追加いたします。

資料番号1の議案18ページ、14の(1)、これがこの判定に係る手数料でございます。その下の(2)は変更の場合、22ページ(9)は軽微の変更の場合です。それぞれにつきまして、建物用途、計算方法、床面積ごとに定めます。

手数料の額につきましては、審査に係る所要時間で算定いたします。

議案16ページから18ページの低炭素建築物の認定に係る手数料も同じ算定方法ですが、現在の300平米以上の規定が、これ実は300平米から2,000平米の範囲内の金額で設定しておりました。今回の改正で、それが300平米から1,000平米、1,000平米から2,000平米の金額区分となりましたので、300平米以上の分の手数料の額を変更いたします。

19ページから22ページも同様な手数料の額の変更で、さらに22ページ以降の備考も含めて、法改正に伴う引用条項にずれが生じたための改正も行います。

改正法は令和3年4月1日に全面施行されますので、同日の施行といたします。

岐阜県内の特定行政庁、限定特定行政庁とも、手数料単価は同額で、令和3年3月の定例会に上程予定と伺っております。

前後しますが、次に議案15ページを御覧ください。

都市計画法の開発許可申請手数料ですが、可児市の都市計画法第29条に規定する開発行為の許可につきましては、開発面積が1,000平米以上を対象としています。そのため、開発面積1,000平米以上の申請手数料は既に設定してありますが、開発区域が可児市と隣接市町にまたがる場合にあつては、1,000平米未満というのがおのおのの行政区の面積に応じた審査対象となりますので、その場合が発生しますので、1,000平米未満の開発行為許可申請の手数料を新たに追加いたします。

手数料の額につきましては、線引き等がしてありますことで既に設定してあります岐阜県、岐阜市、大垣市、各務原市、多治見市と同額でございます。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、これより議案第23号に対する質疑を行います。

質疑のある方。

○委員（酒井正司君） ちょっと質疑に入る前に、この資料の作り方ですけれども、種類の記述が2文字なのに、横に読んでいかないかんわけね。これは資料作成の、何ていうのか、親切というか、その辺どないなっておる。こんなの極めて読みにくいですよ。これは多分エクセルを使ってそのまま放り込んだんやろうと思うんですけど、これは簡単に変換できますので、ここの部分に2文字の場合は縦書きにしてもらおうというのが、私は親切というか常識じゃないかないかという、これは要望しておきます。

質問です。

0.1ヘクタール未満が新設されたということですが、対象件数は予想でどんな具合でしょうかね。

○建築指導課長（吉田順彦君） 件数は限りなく少ないと思われまして。またがってやるとすれば、多治見市とあと御嵩町、そこで想定されることは考えられるんですが、実は1件だけ、多治見とまたがって1,000平米未満というので出てきてしまったものがありまして、今後の対応としまして、これもきちんと規定をさせていただくということで、数年に1件あるかないかぐらいだと思います。

○委員長（中村 悟君） ほかに質疑のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論のある方、発言ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もないようですので討論を終了いたします。

それでは、これより議案第23号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを採決いたします。

挙手により採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員ということであります。したがいまして、議案第23号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第38号 市道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○管理用地課長（只腰篤樹君） それでは、議案第38号 市道路線の認定について御説明いたします。

資料番号1、議案書の61ページ及び資料番号6の議案説明書の7ページ、併せて資料番号11の市道路線の認定（位置図・その1）を御覧ください。

場所は、可児市が現在進めております可児御嵩インターチェンジ工業団地開発区域の西側に位置し、国道21号線に接続するために新しく造る道路でございます。この道路は、国庫補助事業としての工事を考えており、事業採択に向け、事業課で調整しているところです。採択基準として、市道認定されていることが必要となるため、工事着手に先んじて、市道3300号線として認定したいと考えております。認定範囲、起点側、可児市柿田字池尻から、終点側、可児市柿田字池尻までとなります。

続いて、2つ目の路線の説明をいたします。

資料番号11、認定（位置図・その2）を御覧ください。

場所は、長坂団地の南側に位置しております。当該道路は、一般県道善師野多治見線の一部でございます。現在の県道の本線は、土地改良事業に伴い、岐阜県により、バイパス化による拡幅工事が行われ、南側に迂回する位置につけ変わっております。それにより、当該道路区間の現状は、地域の生活道路としての利用となっており、幹線道路としての県道の役割を終えております。今後は、県から管理移管を受け、市道8388号線として管理することを考えております。認定範囲、起点側、可児市東帷子字西ノ股から、終点側、可児市東帷子字前田までとなります。

以上の2つの路線について、道路法第8条第2項の規定に基づき、上程をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） それでは、議案第38号に対する質疑を行います。

質疑のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので質疑を終了いたします。

続きまして討論を行います。

御意見のある方。

〔「なし」の声あり〕

御意見もないようですので討論を終了いたします。

これより議案第38号 市道路線の認定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。それでは、議案第38号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第39号 都市公園を設置すべき区域の決定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○都市整備課長（日比野 聡君） 資料のほうは、資料番号1の62ページ、続きまして資料番号6の7ページ、そして資料番号の12をお願いいたします。

議案第39号 都市公園を設置すべき区域の決定について御説明いたします。

現在、都市公園として整備を進めています土田渡多目的広場の区域の決定をお願いするものでございます。設置すべき区域としては、可児市土田字渡2650番17の一部ほか、周辺地一帯でございます。面積は約3万8,000平米です。

土田渡多目的広場は、国の交付金事業を活用して、河川区域の一部を占用し、都市公園として一体的に整備を進めています。今年度の国の3次補正において、当市の追加要望を受け入れていただけるとの状況の中、今回、本議案を上程させていただきました。

具体的な理由としましては、河川区域を含めて公園として整備するに当たり、都市公園法上の法的な位置づけを国から求められましたことと、おおむねの公園形態が形成されてきました中で、供用開始までの間につきましても、都市公園法にのっとり適切に管理を行うためでございます。

御審議のほどお願いいたします。以上です。

○委員長（中村 悟君） それでは、議案第39号に対する質疑を行います。

質疑のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

御意見のある方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

御意見もないようですので討論を終了いたします。

これより議案第39号 都市公園を設置すべき区域の決定についてを採決いたします。

挙手により採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。したがいまして、議案第39号は原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りをいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

ここで議事の都合により、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

ここで皆さん方に御報告というか、予定でありました出資法人の経営状況説明であります。今日午後からということで御依頼がしてございまして、ちょっと3番目の報告事項のほうと順番を変えさせていただきたいと思いますので御了解願いたいと思います。

それでは、報告事項の1番、可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（各務則行君） それでは御説明をさせていただきます。

資料は、1-1が概要版、1-2が指針でございます。主に概要版のほうで御説明をさせていただきます。

中学生期のスポーツ・文化活動の環境整備につきましては、令和元年10月から、関係部局が集まって検討を開始いたしまして、協議を重ねてまいりましたが、このたび指針を策定いたしましたので、概要について御説明をさせていただきます。

資料1-1を御覧ください。

1番目、指針策定の趣旨でございます。

この指針は、中学校の部活動を持続可能なものにするとともに、地域・学校・競技種目等に応じた多様な形での実施環境の構築を目指しまして、中学生期のスポーツ・文化活動の在り方について定めるものでございます。

策定に当たりましては、国や県のガイドラインなどを基準とするとともに、学校の働き方改革を踏まえたものとしております。市と教育委員会の連名で策定しておりますが、文化スポーツ部文化スポーツ課が中心となって推進をしてまいります。

2つ目、基本方針です。

1つ目は、生きる力の育成を図るというもの、2つ目は、活動の環境を整備するというものでございます。可児市中学生期のスポーツ・文化活動のイメージは下の図のとおりでございます。学校における部活動と家庭、地域における地域クラブ活動が連携し、中学生にとっ

て望ましいスポーツ・文化活動の実施環境を構築したいと考えております。部活動につきましては、社会経済の変化等によりまして、様々な課題が現在ございますけれども、こうした中、基本方針2の(2)(3)にありますとおり、地域クラブ活動の実施環境を整備して、休日の部活動を学校単位から地域単位の取組へ移行をいたします。

資料の1-2の指針のほうでございますが、3ページを御覧ください。

中ほどの2番、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革ですけれども、先ほど休日の部活動を学校単位から地域単位の取組へ移行すると申し上げましたが、それはこの表のとおり、国から示されたスケジュールに基づいての方針でございます。国は、部活動改革といたしまして、令和5年度から、休日の部活動の段階的な地域移行を目指しておりまして、可児市もその方向で進めてまいります。

資料の1-1のほうへ戻ります。

裏面の2ページを御覧ください。

3番の定義でございます。

中学生期のスポーツ・文化活動を御覧のように定義をいたしております。部活動を補完して連携する地域クラブ活動は、2種類に分けて整理をいたしております。

保護者クラブは従前からある活動ですけれども、この指針において明確に位置づけるものがございます。可児市ジュニアクラブは新しい形となります。保護者クラブは、部活動にある種目が基になりますが、ジュニアクラブは、部活動の種目の有無にかかわらず活動するものがございます。例えば部活動の種目がないホッケーですとか、ダンスですとか、そういったものについて、オール可児で活動するもの、また野球部、最近はない中学もございましてけれども、ほかの中学と合同で活動する場合など、いろいろなパターンが考えられます。すぐに立ち上がることはなかなか難しいかもしれませんが、多様なニーズに応えることができるように、受皿づくりを行うことが必要と考えております。

最後に、4番、今後のスケジュールでございます。

先ほど申し上げましたとおり、令和5年度に休日の部活動を地域クラブ活動に段階的に移行することを目指します。令和3年度から令和4年度を試行期間として実施し、各関係者から御意見をいただきながら、課題の整理や指針・運営方法の見直しを進めまして、地域クラブ活動への移行を進めてまいります。令和3年度は、調査の実施や課題の整理を行う中で、支援制度や運営体制を検討し、令和4年度には支援制度の実施等ができるよう進めてまいります。

推進体制といたしましては、可児市ジュニアスポーツ・文化活動振興会議を設置するとともに、相談窓口は文化スポーツ課に一本化して対応いたします。なお、振興会議は、令和5年度の本格実施時に正式に設置することといたしまして、試行期間中については、現在既に設置し活動している準備会において対応をいたします。

以上、指針について概要を御説明させていただきましたが、実際には動き出してみないと分からないことも多いということで、課題は大変多いと考えております。そういった中でご

ございますが、まずはスタートすることが大切だと考えておりました、今後の国や県の動きも注視しながら、準備会において十分検討しながら進めてまいります。なお、現時点では、詳細な説明が難しいということもございますので、今後の進捗状況によりまして、適切な時期にまた再度御説明をさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員の皆様への御理解・御協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑というか、いろいろ御質問等があるかと思っておりますが、お聞きしたいと思っておりますが、どなたか質疑はございますか。

○委員（川上文浩君） 以前には、私も活動していたときに、21世紀型スポーツ文化クラブというのができて、失敗して、現状に至って、またそのような仕組みがまた新たにできる、これは国の方針としてある程度実施していくんだと思うんですけども、やっぱり学校と地域の各種団体とか競技団体との一番の問題は、学校活動に対する、先生方、教師の意識と関わり方と、じゃあもう一つ、ダブルスタンダードになるわけですね、これ。学校内での活動とそれ以外での活動ということになってくるので、そのところをうまく差配しながら、やはり学校側でも、本当に働き方改革でも、どうしてもやりたい方もいるし、いや全然やりたくない方も見えるし、結局、子供たちが右往左往してしまうということになりかねない。それはもう21世紀型文化スポーツクラブの大失敗の過程がもう以前にあるので、20年ほど前に、だからそうならないように、よく現場との調整を図りながら、この振興会議、準備会というところがそういうことを担うと思うんですけども、教育委員会との絡みというのはどうなっていくわけですか。

○文化スポーツ課長（各務則行君） 先ほども申し上げましたとおり、文化スポーツ課が中心になって進めていくところではありますけれども、準備会のほうで、教育委員会の該当するところも入っていただきながら詰めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（酒井正司君） ちょっと不勉強で申し訳ないんですが、こういう指針というのは、今回、働き方改革とか、学校と地域の連携ということで作られたということですが、現在はこれに類するようなものはなかったんでしょうか。

○文化スポーツ課長（各務則行君） 市が定めているものとしては特にございません。

○委員（酒井正司君） 2ページの定義の(1)の部分の2行目ですけど、学校の部分は、教職員指導の下という断定的な言い方ですが、外部指導員なんかはどのような扱いになるんでしょうか。

○文化スポーツ課長（各務則行君） これは部活動について定義をしたものということでございます。学校活動の中の部活動ということで、教職員の指導の下で行われる活動でございます。

○委員長（中村 悟君） いいですか。今、部活動に外部指導員って入ってみえるよね。そういう方はどうですかという。入ってみえる方の。

○委員（酒井正司君） 教職員の指導というところだけなので、外部指導員はどうなるんですかという質問。

○文化スポーツ課長（各務則行君） 失礼をいたしました。学校活動、部活動の中で外部指導者がおりますので、それについては、指針の資料番号1-2の5ページの1番、部活動でございますけれども、その(3)で指導者について述べているところでございます。指導者につきましては、学校の教職員、または必要に応じて保護者が推薦・承認し、校長が委嘱した外部指導者ということでございます。以上でございます。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

ほかに御質問等ありますか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

それでは、入替えのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、報告事項の第2. 第2期可児市空家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの結果及び計画の確定・公表についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 第2期可児市空家等対策計画（案）に係るパブリックコメントの結果及び計画の確定・公表について御報告いたします。

資料2を御覧ください。

12月の建設市民委員会で御報告いたしました第2期可児市空家等対策計画（案）につきまして、「広報かに」1月号及び可児市ホームページで意見募集掲載をし、市役所市政資料コーナー、施設住宅課窓口、各地区センター連絡所14か所を閲覧場所として、1月12日から2月1日までを募集期間として意見募集を行いました。

募集期間内に提出されました意見の件数は、1名の方より4件ございました。提出いただきました4件の御意見は、計画を修正するような意見ではなく、計画を実施していく上での参考意見として承りましたので、お手元の資料2のとおり、意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方を示しております。

ナンバー1及びナンバー2の御意見は、市内の新設住宅着工された方への調査に関するもので、調査が難しいということもありますけれども、法令上行える範囲において、空き家等対策協議会のほうで、調査の必要性について検討事項としていきたいとしたものでございます。

ナンバー3の御意見につきましては、市内自治会の空き家に関する取組に関するもので、空き家対策を進める上では、所有者の責任、行政の取組に加えて、地域の方の御協力が大切なものであるというふうに認識しているとしたものでございます。

ナンバー4の御意見は、空き家・空き地バンクに関するもので、バンク登録利用者を増やしていくために調査が必要ではないかとの御意見でした。市としては、本計画の実施施策としているバンク制度の見直しに加えて、バンク利用に関する意向調査も調査事項に加えていくこととして、利用者と直接仲介契約している不動産関係者からも情報収集をして、状況把握に努めるというふうにしたものでございます。

庁内の内部手続としましては、2月16日の庁議に報告させていただきまして、内部決裁後、2月24日に意見募集の結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について公表をしております。その後、今回のパブリックコメントの提出意見は計画を実施していく上での参考意見として賜りましたので、前回、建設市民委員会で御報告いたしました計画（案）原案のとおりで確定をいたしました。本日、建設市民委員会で報告の上、4月1日に可児市ホームページにて計画の公表をする予定としております。

報告は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、質疑を行いたいと思います。

どなたか意見なり御質問。

○委員（酒井正司君） まず感想として、非常に的確な提案であったり、分析だなあとは思うんです。1点だけ、委員会で申し上げたので繰り返しません、裏面の4番、参考というところですが、最後のバンク制度を含む空き家対策情報の周知不足も考えられ、情報提供方法を多様な周知媒体、市ホームページの充実・チラシ作成・SNS有効活用・ケーブルテレビ・新聞等を活用し、情報発信に努めていきたいと考えておりますという意思表示をされているんですが、いつ頃、どの程度やる御予定でしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今まで空き家対策をやってきておるわけですが、私ちょっと課長になって、まだ今年からなんです、なかなかこちらで思っている情報も今まで見返してみると、あまり皆さんに分かりやすくというか、情報発信というのがちょっと少なかったように思っていました。今度、まずは空き家の解体とか、それに補助しているわけなんですけど、そちらのほうも「広報かに」の5月号ぐらいになると思いますけれども、そういったホームページだけ、前は出しておったんですけど、既にそういったものを受け付けておりますとか、あとは税制優遇みたいな制度もあると思うんですけど、所得税の3,000万円控除であるとか、低未利用地への証明書の発行であるとか、あと今度4月から、グリーン住宅ポイント制度というのが始まるようですので、その制度の中で、空き家の購入というふうに思うんですけど、そういったものにもポイントがつくということで、私どもの事務としては、それはバンク登録をしておくというのが条件になっておるようなので、そういったものの証明を出すとか、新しいものもございますので、そういった情報もホームページなんか

にも上げて、皆さんに周知していきたいというふうに考えておりますので、今後、計画でいろんなことが変わったりとか、変更になったことも含めて、随時皆さんに情報発信をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

○委員（酒井正司君） まあ、しっかりやってください。

○委員長（中村 悟君） ほかに御意見、あるいは御質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もないようですので、次の議題に移ります。

報告事項の第3. 可児市空き家等対策協議会の委員選出についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 空き家等対策協議会の委員選出についてということで御報告いたします。

資料3を御覧ください。

可児市空き家等の適正管理に関する条例第16条に基づいて設置されております協議会の委員でございますけれども、現在、市議会から大平議員のほうにお願いをしております。現在の委員の任期が3月31日までになっておりますので、4月以降の新たな委員として、議員お一人の選出をお願いするものでございます。

対策協議会は、空き家の特措法の第7条に基づく協議会として条例に規定されております。その役割というのは、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会とされております。

委員は15人以内をもって組織しまして、市長のほか地域住民、市議会議員、学識経験者等で、任期は2年というふうに条例で定められております。

現在、もうすぐ終わるんですけれども、第1期の計画に基づきまして実施施策を進めておりますけれども、先ほど御説明いたしました第2期空家等対策計画に基づいた実施計画の検討実施を行い、空き家等対策推進事業を推進してまいりたいと思っております。

協議会の実施の予定でございますけれども、令和3年度の協議会につきましては、主に計画の実施に関する協議として、実施した施策の報告であるとか、新たな取組に対する協議、そういったことで、今のところ年に2回程度を予定いたしております。

私の報告は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

ただいま具体的に委員の選出につきましては、今日のこの委員会が一番終わりの頃に、協議事項として委員の選出のお願いをしたいと思いますと思いますが、今の内容につきまして、御質問・御発言ある方、見えますか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もないようですので、次の議題に移ります。

続きまして、報告事項の第4. 東海環状自動車道付加車線化事業について及びコミュニティバスの再編についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○都市計画課長（溝口英人君） まず、東海環状自動車道付加車線化事業につきまして、資料の4-①から⑥を使わせていただきます。

まず、資料の4-②を見ていただきたいと思います。

現在、工事が5本発注されております。前々回の説明で4件が契約済みでございましたが、今現在5件、赤のボックスで囲ってあるところが今の発注済みのところでございます。その中の1件が追加発注されましたので、そちらのほうの情報提供をさせていただきたいと思っております。

ちょうどこの図面の一番右側に大須ヶ洞第三橋ほか1橋下部工工事というのが発注されてございます。資料のほうはもう一枚めくっていただいて4-③、こちらのほうは久々利地区に回覧文書を2月に出しているものと同じものを添付してございます。こちらのほうを見ていただきたいと思っております。

工期につきましては、令和2年11月20日から令和5年6月7日までの工期となっております。橋台4基、それから橋脚9基、深礎工約250メートル、擁壁工3か所、切土が2万5,000立米、あと工事用仮栈橋約760メートルの工事内容となっております。

裏面を見ていただきますと、現場ですけれども、小淵ため池から奥磯林道という林道がございまして、そこを通行止めにしてございまして、継続して止めたまま工事をされるようです。住居がないということから、現場でもそれほど問題がないということで、特にトラブルは起きておりません。

続きまして、柿田トンネル工事のほうで報告することがございます。

資料4-④を御覧いただきたいと思っております。

現在、柿田トンネルでございまして、3月5日現在で182メートルの掘削が進んでいるところでございます。

今回報告させていただきますのは、土壌環境基準を超えた掘削土が出ましたので報告させていただきます。1点がヒ素、2点目が六価クロムが出ております。

まずヒ素につきましてですが、令和3年1月14日に基準値1.5倍を超える0.015ミリグラム／リットルが検出されました。

情報提供としましては、NEXCO中日本から可茂県事務所環境課のほうに報告が行きまして、1枚めくっていただきまして4-⑤、これはプレス資料でございまして、このように発表がされているところでございます。同時に、市としましては、自治会への関係者への報告をさせていただいたところでございます。

対応としましては、周辺の地下水の調査を行っております。半径250メートル以内にある井戸について調査を実施したところでございます。対象となりましたのは、1件の井戸を調査しております。なお、地下水環境基準には適合していたということが確認が取れてござい

ます。

その後、ヒ素につきましては、実は断続的に同じような値で検出がされておりますが、出たり入ったりというところがございます。

それから、搬出につきましては、市内の土壌浄化処理施設にて搬出させていただいております。

続きまして、六価クロムも出ておまして、こちらのほうは令和3年2月12日に採取したものから、1.6倍となります0.08ミリグラム／リットルが検出されたところがございます。

こちらのほうも、同じように資料番号4-⑥でございます。

同じように、県から記者発表が行われているところがございます。また、市のほうから、自治会や関係者に報告をさせていただいております。

対応としましては、地下水の調査を、こちらのほう半径500メートルの井戸について調査を行いまして、対象としては5件、調査をしております。ちなみに、地下水の環境基準としては適合しているということで、安全であるということが確認されております。

こちらのほうについても、市内の土壌浄化処理施設に搬出しているところがございます。

東海環状につきましては、報告ということで一旦切らせていただきます。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、取りあえず今の東海環状の関係で御説明をいただきましたが、どなたか御質問等がありますか。

○委員（澤野 伸君） すみません、柿田トンネルの工事の基準値内のトンネル工事の残土の行き先って、県の仕事であれなんですけど、どこに行っているか分かりますかね。基準値内の。

○建設部長（安藤重則君） 基準値内ということで、健全土ということでございますが、それはまだ、今、要対策土ばかりで……。

○委員（澤野 伸君） 予定というか。

○建設部長（安藤重則君） 予定は、一応、可児工業団地の盛土のほうで使うということで、NEXCOと今協議を進めておるところでございます。

○委員（澤野 伸君） たしか全量を超えるようなあれじゃなかったかなと思ったんですけど、量が多かったと思うんですけど、それで事がペイできる予定でしたっけ。

○建設部長（安藤重則君） 全量といいますと、NEXCOで出る量がということですかね。一応、令和3年度と令和4年度またがりまして、令和3年度については、要対策土のほうが多いということで、健全土についてはちょっと若干量が少ないということですけど、それを一部、今、可児工業団地のほうで仮置きをさせていただくような方向で今協議を進めているところです。令和4年度については、順次、どのぐらいの量が出るか分からないですけど、受け入れる方向で協議を進めていきたいと思っております。

○委員（澤野 伸君） まだちょっと見ていかないとなれですね。詳細が詰められない。分かりました。すみません、ありがとうございました。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（川上文浩君） 前回の工事と比較してお聞きしたいんですが、要対策土の量と、この基準値も含めて、これは前回と比較して、想定内の要対策土が出ているというふうでよろしいですか。

○都市計画課長（溝口英人君） もちろん同じトンネルの並行して掘っておりますので、ほとんど予定しているということと理解しております。

○委員（酒井正司君） 六価クロムの件です。これ普通三価なので、六価が出てくるとしたら、鉱石でしか出ないので、これはメッキ工場か何かがあったんでしょうかね、近くに。

○都市計画課長（溝口英人君） 実は、そこに工場があったという実績はございませんので、基本的には、自然由来というふうに理解しております。ただ、それを我々が検証しているわけではないので、あくまでも想定内ではなくて、想定の話として御理解いただきたいと思います。自然由来だろうというふうに理解はしております。

○委員（酒井正司君） そうですよ。普通、自然界だよ。まず六価って価では出ないので、鉱石として固まっている部分であるから、あそこで出るということは考えにくいので、あるとしたら三価だろうし、還元で簡単に三価にできるので無害化できますけど、ただ六価が出てくるというのは、ちょっと解せない、何らかの形で。今のメッキは三価でやっていますので、だからその原因が全然分からない、不思議だなあとと思いますが、もし分かれば、また教えてください。

○委員長（中村 悟君） ほかに御意見・御質問ある方はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、コミュニティバスの再編についてのほうをよろしく申し上げます。

○都市計画課長（溝口英人君） 資料のほうにつきましては、資料4-⑦を御覧ください。

まず、上段に表があるかと思うんですけれども、これまでの予定をまずちょっとおさらいだけさせていただきたいと思います。

実は、再編につきましては、①と②ということで分けてございますが、前年度、令和元年度につきましては、可児駅・新可児駅への起終点の変更、それからおでかけしよK a rの運行改定、それからKタクと電話で予約バスの統合化ということで進めてまいりました。令和2年度につきましては、その計画策定をする段階で、陸運支局やら事業者との協議を行ってまいりました。さらには、必要な地域と説明会を開いたり、回覧文書を回したりしてまいりました。一方、協議会としましては、書面ではありますけれども、1度行っているところがございます。これを令和3年度にさらに進めまして、秋のダイヤ改正のときに乗せていこうということで進めてまいりましたが、昨今の状況が、ちょっと下段に行かせていただきまして、状況としまして、新型コロナウイルス感染症の影響とかございまして、現在いろいろと条件が変わってきております。その中に、車両導入費の上昇、運行経費が増加しているとか、利用者の行動が変わってきている、予測できていないというところがございます。それから、

現行の計画がこれらの新しい生活様式に対応しているか判断できないという、それから対面による協議会とかが少しちょっと難しいところがございます、いろいろ我々、今後のことをちょっと考えますと、今の再編計画が本当に時代に合っているのかということ踏まえまして、今度のダイヤ改正は10月を予定しておりますけれども、少しそれを延期させていただきまして、新型コロナウイルス感染症の影響をしっかりと見据えた上で新たな再編を、まずはちょっと情報収集しながら事業の見直しをかけていきたいと考えております。よって、スケジュールについても少し見直しをかけていきたいというふうに考えておりますので、御承知おきいただきたいということで報告させていただきます。以上です。

○委員長（中村 悟君） この件につきまして、御意見・質問等ございましたら。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開いたします。

一番最後の協議事項のほうを進めさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、今説明がありました空家等対策協議会の委員についてであります、何か選出について御意見があればお伺ひしますが。

〔「なし」の声あり〕

よろしいですかね。

前回までは、この委員会の副委員長がやっていたということで、前大平委員もそういうことだったようですので、皆さんそれでよければということと、副委員長、受けていただけるようであれば、ぜひ受けていただけるとありがたいと思いますが、よろしいですかね。

〔「承知いたしました」の声あり〕

委員の方もよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それじゃあ、渡辺副委員長のほうでやっていただけるとということで、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、議会報告会についてということで、これは広聴部会のほうで、ちょっと私も出ておりましたが、なかなか新型コロナウイルス感染症の関係で議会報告会が開催しにくい、なかなかできないということで、各委員会のほうで、当然いろんな団体等との懇談会等を計画されておるだろうということも含めて、委員会で議会報告会、対応していただけないかというお話でございました。そのときに、一応例として、ここの委員会では、コロナ禍のときも外国人等のいろんな問題があったので、そういった関係のほうで懇談会をやっていただけ

ないかという依頼というか、お話であったんですが、それで結構ですとも何とも答えはしていませんが、ここの委員会でちょっとその辺の議会報告会についての御意見をいただければありがたいなあとと思いますが。

委員長が先にしゃべっちゃって申し訳ないですが、実はその外国人に対することを取り上げてくださということにつきましては、もともとここの委員会今年度やりたいというか、やろうというお話をいただいておりますので、テーマについては、やることについては何ら文句もないし、やらなきゃいけないことだというふうに受け止めておりましたが、議会報告会でそういう扱いにするということは、ちょっと初めて聞いたことでしたので、そのことについても含めて、何か御意見ございましたらお伺いをしたいと思いますが。

○委員（川上文浩君） 基本的に、常任委員会が広聴機能を果たすために、所管事務について、議会報告会に代えてやるというのは、これは当たり前なことなので、言われたからやるんじゃないくて、委員会として積極的にそういう場を設けてやらないと、ずうっとやっていないんですよ、これ。だから、やるしかない、どんな形であろうと。そこに言われたからとか、言われていないとかというんじゃないくて、今必要なことは、それをやらなくちゃ、委員会として動かなくちゃいけないので、必ずやるべきだと私は思います。

○委員長（中村 悟君） 今の川上委員の言われた、先ほど言いました、これは委員会でもともと取り上げてやるというふうに皆様方から御意見もあって、やらなきゃいけないと思っておりますが、それを議会報告会と、どういう解釈をしいいかちょっとあれですが、その意味も含めてという御提案でしたので、やることは私はもう全然構わないし、やらなきゃいけないと思っております。そういうことで、この委員会としては、言い方は悪いですけど、やるべきことをやって、それを議会報告会という機能も持たせるということによろしいということであれば、委員会で進めていきたい。ただ、ちょっと議会報告会とつけると、やり方が多少変わるのかどうかというのはちょっとまだ分かりませんが、進めていってよければ、そういうふうに進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○委員（川上文浩君） 議会報告会というのは、基本的に澤野議長が主としてやられましたよね、今年。やりましたよね、議場で自治連の皆さんを含めて。あれが新しいコロナ禍のモデルになるということで、試しにやっただ。それで何とか形ができたので、それを進化させてどう持っていくかというのが広聴部会の役割なんだろうけれども、そここのところの広聴部会の指示というか、その中でどういった方向性でやっていくのかということで、おおよそ流的にいうと、常任委員会で所管事務について持っていて、そこを我々がまず報告しなくちゃいけないこともたくさんあるので、今まで議論している部分、予算決算、それから常任委員会の中でやってきた部分も報告も兼ねて、そしてまた意見聴取の場として議会報告会に代えたらどうですかということなので、単なる意見交換の場なら、それは委員会の機能としてそれはどんどんやっていただいて結構ですけども、この委員会をやっていないので、それを、これを今回の議会報告会に代えてやるということは、これはその形として、明らかに新しい議会報告会の取組として今なすべきことだというふうに思います。

そこにやはりオンラインであるとか、リモートとか、いろんなものをつけ加えながら、今は自治体DXの時代なので、そういったデジタル的なものも考えながら、ハイブリッドとして進めていって、やはり一番のテーマである国際交流の部分の意見交換というのは、やりたくてもちょっといろいろな状況でできていなかったと。私はずっとこの委員会にいますけれども、これは絶対にやっておかなくちゃいけないので、今の現状を見ても、コロナ禍の現状を見ても。施政方針にあったように、やはり陽性者の40%が外国籍の方々の、そこに対するやはり問題というか、解決しなくちゃいけない課題ってたくさんあるので、それを直接聞くということはやるべきであろうし、そこには学校に通う児童・生徒もたくさんいて、そういう子供たちも感染しているような状況があるので、やはりそういった部分も含めて、多層的に物すごく広い範囲があって、重要な根幹になる部分なので、これはぜひ議会報告会という部分も兼ね備えた部分で、ハイブリッドでやっていただく方向がいいだろうと。

ただ、その形については、やはり一定的な部分については、広聴部会のほうからある程度示していただくというのが本来の流れであろうというふうには思います、その報告の形というものは。委員長は広聴部会に入ってみえるので、そういうところでやはり新しい形を前向きに模索して行って実施すればいいんじゃないかなあと思いますし、もうぜひこの委員会の任期中にはこれをやっていただきたい。報告会として絶対にやるべきだというふうに思います。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

ほかの委員の方。

○委員（澤野 伸君） すみません、少しちょっとテーマのところで、今回、一般質問で松尾議員が東濃高校の件で、少し質問ではなかったんですけど、ちょっといい観点かなというふうに私も聞いていて思って、その辺の切り口なんかも、少し委員会でちょっとテーマについては協議しなきゃいけないんですけど、面白い切り口かなあというふうに考えたものから、またそういったところもちょっとテーマに盛り込めたらうれしいなというふうに、これは意見です、すみません。

○委員長（中村 悟君） ほかに。

○委員（酒井正司君） 新型コロナウイルス感染症を理由に停滞というのはあり得ないんで、もう本当にこれをまた逆手に取って、新しい方策という、前回の議会報告会もそうなんですけど、私もこの間少し申し上げた坂祝町の小学校がブラジルとリモートで交流して、子供たちの本当に視野が広がったとか、ここにいる外国人の国が分かったとか、とんでもない大きな成果があったと思うんですよ。そういう意味で、現在おる外国籍市民を通じて、可児市の国際化ということにつながるので、この辺非常に大きなテーマだし、大きな成果が得られると思うんで、ぜひともこの問題に対して取り組んでいくべきだなあと考えています。

○委員長（中村 悟君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、細かいテーマやら、やり方やら、いろいろまたこれから広聴部会のほうからも

御指導いただきながら、この委員会、当初からやろうということでお話がありましたように、外国人の方の問題に取り組んで、この任期中というか、やれる範囲内のところで進めるということによろしいですか。

ちょっとどういう返事をしていいのかがちょっと私も理解していなかったものであれですけど、取り組んで、うちの委員会としてはやりますということで、広聴部会のほうには御報告をさせていただきたいと思います。あと、中身については、ちょっとまたいろいろ皆さん方に御協力やらお知恵をいただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員（川上文浩君） せっかく今委員長もやる方向でということで、やはりテーマを今のうちに、先ほど議長の提案もあったように、あれもすごくいい切り口だと思いますし、現状を踏まえた中で、テーマを今のうちに募集して、早く準備に入ったほうがいいと思うので、極力この会期中に、3月議会中にテーマを絞り込んで、もう一度、協議会なり何なり、委員会でやって、どういうふうに進めていくかということは、この会期中にある程度方向性を出したほうがいいと思います、時期と。大至急それも準備していただくように皆さんに通知していただくとありがたいと思います。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

今の川上委員、ありがたいお言葉をいただきましたので、まずテーマについて、皆さん方からの御意見を今日、これからお願いをいたしますので、もしあればお伝えしておいてください。できるだけ早く皆さんの協議の、出せるようにしますので、ぜひいいテーマを出していただきたいと思います。ありがとうございます。

あと、何かほかに。まだ多少時間がありますが。

〔挙手する者なし〕

それでは、ちょっと昼まで早いですが、お昼からは残りの議題を進めたいと思いますが、ちょっと早いですが、これで取りあえず休憩にします。

1時からよろしくお願いをします。

休憩 午前11時29分

再開 午後0時59分

○委員長（中村 悟君） それでは、皆さんおそろいですので会議を再開いたします。

午前中ちょっと順序を変えさせていただきました。出資法人の経営状況説明についてを議題といたします。

本日は、参考人として、公益財団法人可児市体育連盟事務局長の村瀬雅也さん、公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長の遠藤文彦さんに御出席をいただいております。

それでは、まず公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） 皆様、こんにちは。お世話になります。

それでは、公益財団法人可児市体育連盟の事業計画収支予算を中心に御報告をさせていた

だきます。

まず令和2年度の諸事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、夏頃から会議等を重ねた結果、駅伝、それからマラソンともに中止となっております。そういう中で新型コロナウイルス感染症でも対応できるようなスポーツイベントをほかにも企画してきましたけれども、やはり2月の実施ということでこれも中止になりまして、また今度、3月19日はイベントとして、新しくKYBスタジアムが張り替えられましてきれいになりましたので、そこでの大人数ですが、間隔を取りながら新型コロナウイルス感染症対策を取りながらのイベントを実施するのに今準備しておるところでございます。

令和3年度も、この調子でうまく行けるかどうかまだ分かりませんが、新型コロナウイルス感染症の対策をしながらやるということで、事業計画それから予算書を作りながら準備をしておるところです。

それでは、お手元15番の資料が渡っておると思いますので、それに基づいて御説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきますと、目次がありまして、まず基本方針というところからお話しさせていただきます。

可児市の体育連盟は、任期が2年ごとの理事の任期になっておりますので、毎年といえますか2年度ずつの事業の計画を示しながら運営を行っております。今回、令和3年度、令和4年度ということで、新たな任期になりながらの2年間にこうしたことで計画をしておりますということで記載してございます。

まず基本方針のところ、一番最初の段でございますけど、今回3ページにわたって記述してありますので、例年から加筆したところ、新規の部分を中心に御説明させていただきます。

まず、基本方針部分でいいますと、新型コロナウイルス感染症の影響によってというところのくだりがございます。やはりこういった時期にスポーツが生活にとって欠かせないものであることを実感しながら、そうした生活を取り戻せるように尽力していきたいということが書いてございます。

また、基本方針の一番下の段を見ていただきますと、平成23年制定のスポーツ基本法に基づく第2期スポーツ基本計画答申が出ておりますけれども、その趣旨を参酌しながら国、市の計画に協力してやっっていこうということが書いてございます。

具体的には、重点として8つの重点項目に分けて記載してございますので順番にお話ししますと、具体的な施策の1. 体制の強化と組織の拡大について4項目ほどございますけれども、特に(1)体制の強化のところでは、来年度から新たな取組としまして、(1)の後半にありますように、委員会の再編を検討ということで、体育連盟の中には理事を中心に幾つかの委員会を設けて専門的に検討、活動をしておりますけれども、その中で新たな時代の変遷に伴う課題解決に至る取組を新たに行うということが新たに記載してございます。

それから次のページ、2ページのほうに行っていただきますと、2項目の項目で財政基盤の確立ということが、項目が3つほど書いてございます。これは去年までは項目、2項目で

した。3つ目に新しく委託事業の受託ということで、項目を加筆しております。ここにありますが、指定管理の委託事業の受託により人件費などの共有化を図り、より安定した組織運営を目指すということが新たに書き加えております。

それから、3つ目の競技力の向上の部分でございますけれども、ここにつきましては例年と同じような形で、県民スポーツ大会が令和2年度はありませんでしたけれども、令和元年度は総合第4位ということでその前の年の7位から大幅に向上しておりますけれども、大垣市、岐阜市に次いで3位の座を目標として引き続きやっていきますということが書いてあります。

それから4つ目、生涯スポーツの普及・振興におきましては4項目書いてございます。

特に(2)のところでございますけれども、後半に書いてありますように、ハーフマラソンの部の開催を目指して実施計画の策定を進めて、令和4年度が市制40周年に該当しますので、そこを目標に今準備をしておるところです。各地の市民マラソンはほとんどが中止に、コロナ禍でなっておる状況でございます。昨日、名古屋のウイメンズマラソン等は実施しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症の対応をしながら、やっぱり今までとは同じような状況ではできませんけれども、その中で配慮しながらできればということで準備を進めております。

それから、(4)にスポーツを通じた共生社会の実現ということが書いてございます。

これは今年度から新しく開設された部分ですけれども、今年もパラリンピックの開催が予定されております。スポーツにおいても共生ということで、障がい者の方とか国籍とかそういったことに関わらず、スポーツを通じた自己実現ができるような環境創出に努めていくということも体育連盟の使命ではないかということで、新たに項目として加えさせていただいております。

それから、5番目の青少年のスポーツ活動の活発化ということがございます。

これにつきましては次のページに行ってくださいと、4つ目に中学生のスポーツ環境整備ということで、これは令和2年度から項目として足しておりますけれども、中学校のスポーツに関する環境整備について、連携を図りながら進めていきたいということを考えております。

それから、6つ目に広報広聴活動の充実ということで書いてございます。

(1)に広報活動の充実、こちらのほうも「体連かに」という定期的な発行の紙媒体がございますけれども、今、半年かけてホームページのリニューアルを進めております。4月以降は、その新たなホームページで拡充した情報の提供をできるようにしていきたいということで準備をしております。

それから、7番目にスポーツ施設の適正管理と有効活用ということをうたっております。

主に可児市の錬成館が私どもの体育連盟の施設ですので、そこを中心としてスポーツ施設の適正管理ということですが、(1)に書いてございますように施設の改修計画、これは可児市の施設全体の改修計画を、施設住宅課を中心として練ってつくっておりますので、その流

れの中で一緒に改修計画については作成しながら、今後の経費の確保に努めていきたいということが加筆されております。

(2)に指定管理事業がありまして、①②とあります。②の部分が新たに今回加筆した部分でございます。令和4年度から新たな体育施設の指定管理が選定されることとなります。その折に、体育連盟が単独での指定管理取得に向けて準備をすると、またそのための組織体制の充実を図るということがうたってございます。

現在、指定管理はミズノスポーツサービスとJVを組んだ中で一緒に行っておりますけれども、やはり公益財団法人としての性格上、可児市の体育施設の管理もしながら、そうした中で還元していきたいということを思っておりますので、令和4年度からミズノから離れて体育連盟単独で指定管理を取りたいということを想定しております。

8番目に事務局体制の充実と職員の資質向上とありますけれども、これの中でも指定管理者として組織が拡充できることによりまして、体育連盟の職員も充実を図ることができるというふうに考えておりますので、そうした形で記入してございます。

基本方針について、今ずっと3ページ分を説明させていただきました。その次、ページをめくっていただきますと、4ページには令和3年度1年分ですけれども、主な事業計画について記載がしております。マラソンとか駅伝につきましても、例年の中で時期的に組み込んで計画はしております。また、これから夏にかけて実行委員会を組織しながら、こういった形で実行するかについては細かく協議しながら進めていきたいと考えております。

それでは、5ページに参ります。5ページには、正味財産増減予算書ということで記載させていただきます。

これは、損益ベースの帳票ですので、減価償却費等の非現金支出費用が計上されておりますので御了解ください。また、体育連盟は公益財団法人ですので収益事業は行っておりません。したがって、これも事業費と管理費のみの積み上げとなっております。

まず経常収益の部を見ていただきますと、受託の補助金等が大きな項目を占めておりますけれども、その中で見ていただきますように、市からの受け取り補助金が4,800万円ということで、ほぼ補助金については可児市全体でいいますと、全面的に減収の中で低く抑えられているところがあると思っておりますけれども、何とか前年並みに確保していただいている状況でございます。経常収益の計としましては、6,500万円ほどを想定しております。

事業費のほうも見ていただきますと、全体で6,500万円の事業費の中で昨年とほぼ同じような見方で見積りはしております。若干増減しておるところもございまして、現在のところの予定ということで計上しておりますので、6ページの一番下のところを見ていただきますと、正味財産期末残高がマイナス407万2,000円ということで想定がされております。これは毎年のごとでございますが、正味財産の増減につきましても、減価償却に関わる分が毎年正味財産としては減額にトータルとしてなっていくというような傾向でつくっておりますので、例年に似た形の見積りになっております。

バランスシート等につきましても決算年度ごとにつくっておりますので、これは現在です

とまだ令和元年までしか計上できておりませんが、体育連盟のホームページのほうで過去の決算につきましては貸借対照表、それから正味財産増減表、または附属明細書などを全て公開しておりますのでまた参考にさせていただければと思います。

一通り、私のほうの説明は以上で終わらせていただきたいと思いますので、また質疑等があればお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、可児市体育連盟の状況説明をお伺いいたしましたが、何か御質問、御意見ございましたら。

○委員（川上文浩君） 基本方針の中に、具体的にもう明確にうたわれているということで、新たな指定管理の取得に向けてということなんですけれども、K S Cグループで行われてきた指定管理というものに対して、それよりもやはり単独で取った方がいいというような経緯に至った理由は何か、特別ありますでしょうか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） この指定管理につきまして、今年で4年目を迎えて来年が5年ということで、過去4年間にわたってミズノグループの中に加わって指定管理を行ってまいりました。

そうした中で、当初は体育連盟で単独でできなかった中には、指定管理のいろんなノウハウについて、いわゆる不安な部分やどこまでできるか分からない部分があったものですから、ミズノさんと一緒にこうした形での指定管理を受けているわけですが、やってみた中で当然、それ以前に実は体育連盟というのはもう何年も体育施設の普通の委託業務を請け負っておりました。そういう中で、過去のそういった蓄積というのは、我々体育連盟の職員のほうのはるかに勝った面があったということは一つにはありました。さらに言いますと、ミズノのネームバリュー、もしくはいろんなノウハウをもって体育施設の管理にいろんなメリットがあるだろうということを当初は想定しておりましたが、そのメリットもそれほど、やはり事業を行えば行うほど費用がかかりますので、当然、利益団体ですので、その辺はどうしてもやっぱり利益を持っていってしまうというところがございます。

逆に、財団法人は、私ども公益財団法人ですので収支相償ということもありまして、利潤を得ることがない団体ですので、頂いた指定管理料の中で努力によって生み出された利益分は全て100%可児市に還元できます。これが普通の民間団体ではそれができないことですので、それは公益財団法人であるところのうちでしかできないことということに考えが至りまして、これは単独で私どもがやるべきという判断に至ったわけです。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに、何か。

○委員（澤野 伸君） すみません、3ページの広報活動のホームページなんですけれども、以前からちょっと見にくかったんですよ、ホームページ。リクエストなんですけれども、各種目団体がぶら下がっているんですけど、種目団体のほうをもうちょっと通知して、うまくリンクができるようにとか、現状の行事等々とか、団体が行うものに関して例えば広く募集するようなものですか、そういったものがリアルタイムに動かしていけると大変よろしい

かなと思いますので、費用面とかもいろいろあるかもしれませんが、今ちょうどリニューアル工事中ということですので、ぜひそちらをお願いしたいなと思います。

質問もさせていただきます。

5ページの経常費用ですけれども、委託料が160万円ほど減らしておりますけれども、中身と、これはどの程度影響があるかというのをちょっとお聞かせください。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（村瀬雅也君） まずホームページに関してちょっと補足させていただきますと、私どもこれともとケーブルテレビ可児の中でホームページを開設しております、一般の加入をしておりますので、実はそのホームページの容量が非常に少ない容量ということで、その中でやりくりしておったということがあってかなり苦しいホームページでした。ただ、最近ケーブルテレビ可児とお話して特別にそういうホームページの容量を増やした契約ができるということが分かりましたので、そういう意味で格段にホームページの容量を増やすことができるということで、今回リニューアルもかけるということになったわけでございます。

今、種目協会三十数種目の中で、四、五個の協会ぐらいいしか自社でのホームページを持っておりませんので、なかなかそのリンクでリアルタイムでといっても全競技でなかなかできないところがありましたので、今後、そういったまだ作られていないところについてもサポートしながらいけたらいいかなということは思っております。それがまずホームページについてでございます。

それから予算の委託費用につきましては、今年度、実は委託で行っていたものが別にあります、これが今年度切れたことによって若干トータルとしては減っております。ただ、3年前のベースから考えると200万円ほど実はこれでも委託部分がある、余裕があるところがございます、これを用いた形で今年度もハーフマラソンにかけた準備とか、そういったこともやっていきますので、あとはマラソンに関しては、別途附属明細書にありますように基金もためておりますので、そこと両方を使いながら準備していけば何とかなるかなと思っております。以上です。

○委員長（中村 悟君） ほかに何か御意見、御質問のある方は見えませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは御意見もないようでございますので、これで体育連盟の説明は終わりとします。

続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営方針の御説明をお願いします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 日頃は、文化創造センターエリアの事業活動全般に対しまして御理解、御支援を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の令和3年度の事業及び収支予算について御説明をいたします。

事業計画及び収支予算書については、2月10日の当財団の理事会の決議を経て2月19日に評議員会の承認をいただいておりますので、ここで御報告させていただきます。

それでは、資料ナンバー16の表紙をめくっていただきまして1ページでございますけど、そちらから説明をします。

令和3年度の事業計画でございます。

御覧のように、5つの事業計画は上げておりますが、1の基本方針は管理運営計画に決めました文化芸術の中核拠点づくり、人と情報の交流拠点づくり、文化を活かしたまちづくりとさせていただきます。文化創造センター アーラを市民の経験と思い出の詰まった人間の家とするよう各種事業を展開していきます。

この方針に伴い、2のa1aまち元気プロジェクトといたしまして、文化芸術の力を利用して精神的にも社会的にも孤立させない、そういった様々な取組なんですが、この推進を図っていききたいということです。

それから、3つ目には地域、他施設をリードする公立文化施設としての「a1a」ということで、可児市や可児市文化創造センター アーラが国や独立行政法人日本芸術文化振興会のほうから大きな支援を受けております。こうした支援が、可児市と可児市文化創造センター アーラが進める文化活動を通じた活動として全国的に認められているあかしでございますので、今後一層市民の視点に立つとともに、全国の公立文化施設のモデルケースとなるように文化振興とブランド力の向上を進めていききたいと思っております。

それから4つ目、地域拠点契約事業の推進では、地域拠点を結んでおります文学座、それから新日本フィルハーモニー交響楽団の2団体と連携し、講演そしてワークショップを継続してまいりたいと思っております。

それから、5つ目のその他としまして、文化創造センター アーラは大規模改修工事を終了したんですが、そしてリニューアルオープンもさせていただきました。しかし、コロナ禍の状況になっており、今までと同じような活動ができておりません。その中でも、必要な対策を講じつつ鑑賞事業のほか、アウトリーチやワークショップ事業に取り組んでいきたいと思っております。

では、2ページ目からそれぞれの事業計画の詳細について御説明をさせていただきます。

お手元にはブロッシャーといたしまして、こうした冊子も用意しておりますので、これと併せて見ていただければと思います。

2ページから3ページにかけては、鑑賞体験促進事業でございます。

18事業を予定しております。主なものについて御紹介をさせていただきます。鑑賞体験促進事業で、3回のかに寄席の落語を行います。6番にあります初席は未定とありますが、三遊亭小遊三さんに1月23日にやっていただくことになりました。5番目に、ウィーン・フォルクスオーパー交響楽団のニューイヤー・コンサートをさせていただくわけですが、指揮者のアレクサンダー・ジョエルさんは歌手のビリー・ジョエルさんの弟に当たります。そういった方もお呼びさせていただきたいと思っております。

そして、地域拠点契約公演としては新日本フィルハーモニー交響楽団と大垣市出身の辻彩奈さんのバイオリンのジョイントを計画しております。

文学座公演は三遊亭圓朝作の「牡丹燈籠」等を再演いたします。

下に行きまして、自主企画制作ではもうおなじみとなりました風間杜夫の落語独演会、3月には東日本大震災を忘れない祈りのコンサートを実施します。そのほか、共催講演や映画等を開催します。

3ページ一番下段にありますように、まち元気・市民交流促進事業（自主企画・制作公演）ですが、ala Collectionシリーズvol.12として松田正隆作の「紙屋悦子の青春」を可見市で制作し講演を行いたいと思っています。この事業は次の4ページにもありますが、東京の吉祥寺シアターとその下の提携事業に掲載してありますけど、新潟県長岡市でも公演をする予定です。

それから、4ページ上段の7番にありますけど、大型市民参加事業、今年度開催予定でしたが来年度に延期させていただく市民ミュージカル「君といた夏」を行いたいと思っています。

続きまして、普及啓発事業のワークショップの事業で6件、それから同じくアウトリーチが5件の事業となっております。御覧のとおりでございます。

5ページには、普及啓発事業のうち講座・講演に分類される3事業を用意しております。

一番下の欄、人材育成事業ということで広く全国の劇場関係者が集まり、アートマネジメントに関わる学びの場を共有し資質の向上を図る「あーとま塾」、それから劇場が目指す社会的位置づけについて討論する世界劇場会議などを開催する予定でございます。

また6ページ、芸術団体等支援事業につきましては演劇関係、歌舞伎、音楽関係の市民活動支援を行ってまいりたいと思っています。

また、受託事業としては市からの委託事業としてエイブル・アート展、それから美術展、文芸祭また市教育委員会から児童・生徒のコミュニケーションワークショップを引き続き実施してまいります。

そして、最終欄になりますけど各事業会計共通の事業に関しまして、私のあしながおじさんプロジェクトについても継続をしてまいりたいと思っています。

続きまして、8ページ及び9ページを開いていただきまして予算総括表のほうを御説明したいと思っております。

8ページ1行目に、I. 一般正味財産増減の部とありますが、これは財団の事業活動の中で取得する資産の増減を表しております。1の経常増減の部と9ページ後段にありますけど経常外増減の部の2つに分かれております。

8ページ3行目、経常増減の部とありますが、これは財団の本来の通常活動によって発生が見込まれる収益及び費用の増減を表しております。経常収益と経常費用から構成されています。

また、9ページ下段の経常外増減の部は、本来の活動以外によって発生するものや臨時・偶発的に発生したものの増減を表しております。

令和3年度の経常収益の合計は、8ページ中段、経常収益計の令和3年度のとおり6億

1,511万円、経常費用の合計も9ページ中段のやや下にありますが、経常費用の令和3年度のおり6億1,511万円ということで、当期経常増減の令和3年度の欄ですがゼロということで収支均衡の取れた予算となっております。

次に、令和2年度の予算規模が8ページ中段にありますけど、経常収益の令和2年度の欄で3億6,968万円、9ページ中段では経常費用が令和2年度の欄も同額です。これは令和3年度の予算規模に比べますと2億4,500万円ほど増額になっておりますが、これは大規模改修工事に伴って休館しましたので令和2年度は、実施する事業や施設管理に要する費用が少なかったということで、令和3年度の予算規模は例年の規模に戻ることで増えております。

それでは、主立った部分になりますが個別に御説明をさせていただきます。

8ページ3行目の経常収益は、1. 基本財産運用益から雑収益に分かれております。

経常収益から4行下の入場料収益は、実施事業の入場料金です。

その4行下になりますけど、利用料金収益は貸館の利用料金です。

その3行下、指定管理受託収益は可児市からの指定管理料になります。

その1行下、文化振興事業受託収益984万円は音楽祭、美術展、文芸祭とか可児市の受託料となります。

それから3行下になりますけど、受取地方公共団体補助金ということで、一般財団法人自治総合センターからの可児市を通した補助金でありまして、対象事業は大型市民参加事業の「君といた夏」になります。

それから、1行下の受取その他公益団体等補助金は、独立行政法人日本芸術文化振興会からの劇場音楽堂等機能強化推進事業の総合支援事業の補助金となっております。

それから、4行下の受取その他の寄付金は、あしながおじさんプロジェクトの寄附金となります。これは企業や個人から寄附を頂きまして、その頂いた浄財を中高生のチケットの購入費に充てるというものでございます。

続きまして、経常費用のほうに移ります。

経常費用は1. 事業費、9ページの管理費、③として引当金繰入額に分かれておりますが、事業費は法人の事業目的を達成するために要する費用で、管理費は法人の事業を管理するために経常的に要する費用でございます。事業費と管理費は、職員がどの事業に何割従事しているか職員従事割合により案分をしております。

8ページ中段の事業費に沿って説明をさせていただきます。

給料手当は、財団の職員の給与でございます。

そこから11行下になりますけど、光熱水費があります。光熱水費が令和2年度がゼロ円で、令和3年度に4,258万円上がっておりますが、令和2年度については改修工事で可児市または工事業者が支払っております、財団の支出がなかったということによるものでございます。

それから、光熱水費から4行下の租税公課は主に消費税ですが、令和2年度の実施事業が少なかったということから、租税公課は前年度より減と見込みました。

その4行下の委託費は、各事業実施に伴う委託費や施設管理に関するものでございます。次に、9ページの中段より少し下、経常外増減の部に移ります。

経常外増減の部は、本来の活動以外によって発生するものや臨時・偶発的に発生したものの増減を表す部分でございますが、経常外収益と経常外費用ともゼロ円でございます。

9ページの下から6行目、一般正味財産期末残高、すなわち財団が事業活動の中で取得した資産の残高は4,730万円を予定しております。

その1行下が指定正味財産増減の部ですが、こちらは市からの出捐金で1億円でございます。正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高の合計で1億4,730万円でございます。

続きまして、10ページからでございますけど、こちらは予算書の事業別の内訳表でございます。ただいま見ていただきました予算額が一番右の欄に記載されておまして、それを職員の従事割合に従って左から公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計という科目別に振り分けたものでございます。

以上、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の令和3年度事業計画及び収支予算について説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（中村 悟君） ありがとうございます。

それでは、これより質疑を行います。

何か御質問、御意見。

○委員（酒井正司君） この予算を対令和2年度と比べるとどうか、これはナンセンスなわけで、今回、改修に伴って貸館費用とかも値上げして体質改善に努めたということがまず大きく今後、寄与しなきゃいかん。それに連動して、指定管理受託金額がどの程度が適正かということは、来年度、多分見直さなきゃいかんのだろうと。それはなぜかと言うと、今の財政のシュリンクが、全体の可児市の財政がシュリンクする中で、ここだけが聖域化されるということはある得ないんで、その辺一番肝腎なところかと思うんですが、そういう全体の財政シュリンクに配慮したというところがあれば教えてください。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（遠藤文彦君） 以前は、指定管理料が4億5,000万円だったわけですけど、今回そういった利用料金の値上げをしたということで、その分の見込みが入りまして1,200万円が増額するだろうということで、それでこの金額として指定管理の提示がありまして、私どもはこれに対して応募させていただいたということになりますので、この中で財源の確保に努めながらやっていきたいなと思っております。

○委員長（中村 悟君） よろしいですか。

○委員（酒井正司君） まあ、しょうがない。

○委員長（中村 悟君） ほかに御意見、御質問ある方は見えませんか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようでございますので、これで終了といたします。

参考人の方、どうもありがとうございました。

すみません、暫時休憩とします。

休憩 午後 1 時36分

再開 午後 1 時38分

○委員長（中村 悟君） それでは、会議を再開します。

続きまして、可児市水道事業中長期収支計画についてを議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

○上下水道料金課長（須田和博君） それでは、報告事項の 5. 可児市水道事業中長期収支計画について御説明をいたします。

資料番号の 5 をお願いします。

この可児市水道事業中長期収支計画は、平成25年12月に策定した計画を平成29年度に可児市水道整備基本計画の改定に合わせて見直しを実施しており、今回見直しから3年が経過しますので、平成29年度から令和元年度の実績を反映した時点修正を主とした見直しを行うものです。計画期間は、令和2年度から令和11年度の10年間でございます。

それでは、資料の 2 ページのほうを御覧ください。

水需要予測ですが、人口予測について、前は平成27年10月策定の可児市人口ビジョンを用いておりましたが、今回は令和2年10月策定の可児市人口ビジョンの推計値を用いております。給水人口及び3ページの年間有収水量とも、グラフにありますように前回の計画より上方修正しておりますが、今後緩やかに減少していく予測となっております。

次に、中長期財政収支見通しですが、①収益的収支につきましては3ページから5ページに掲載しております。

5ページのほうのグラフを見ていただきますと、収益が費用を上回っていることから計画期間は引き続き利益が発生する見込みとなっております。

②の資本的収支につきましては、6ページから8ページのほうに掲載しております。

6ページ、7ページにつきましては事業費、これは投資試算のほうになりますが、これについて記載しております平成29年度に改定されました可児市水道整備基本計画により2つの施設事業と5つの管路事業にまとめております。これらの事業を実施するに当たりまして、資本的支出が収入を常に上回るため不足額が発生しますので、不足額の補填財源としまして損益勘定留保資金や内部留保資金を活用いたします。

③の内部留保につきましては9ページ、10ページのほうを見ていただきますと、10ページのほうのグラフを見ていただきまして、このグラフにありますように、令和4年度から損益勘定留保資金が資本的収支不足額を下回ることから内部留保資金残高が減っていきます。しかし、計画期間の令和11年度におきまして約18億円の残高が見込まれることから、新規に起債をすることなく投資事業が実施できる見込みでございます。

次に、10ページからの料金の検討についてでございます。

料金の状況につきまして、令和元年度から令和5年度の5年間の期間で検討しております。

12ページのほうを見ていただきますと、総括原価があります。これは5年間の費用の合計となりますが、この総括原価が約100億5,000万円となります。

その下のところに、今度、給水収益のほうがありますが、これも同じく5年間の合計でこちらは約96億5,000万円となりまして、収益より費用が多くなりますので仮に料金改定をするというような場合ですと4.2%程度の改定率ということになります。

この総括原価と給水収益との差額を1年間で換算しますと約8,100万円となりまして、前回の計画と同様に総括原価が給水収益を上回りますのでその差がちょっと広がっているような状況でございますが、この差額の分につきましては特別利益や決算時の支出の圧縮などによってその差額分を補えると見込んでおりますので、直ちに改定が必要ということとは考えておりません。しかし、今後の人口の減少であるとか受水費の動向などによっては経営に影響が出るということも十分考えられます。

最後13ページからの事業の効率化・経営健全化の取組につきましては前回計画と同じような内容となっております。

以上のことから、今回の計画期間におけます中長期収支計画につきましては経営の健全化及び水道水の安定供給の確保が図られているものと考えております。説明は以上でございます。

○委員長（中村 悟君） これより質疑を行います。御質問、御意見のある方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですのでこの件を終了いたします。

以上で、本日の建設市民委員会の案件は全て終わりました。これで建設市民委員会を閉会とします。

閉会 午後1時44分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月15日

可児市建設市民委員会委員長